

# 本庄市観光協会推奨土産品申請についての注意事項

## 1 観光土産品の要件

販売の目的を持って製造又は加工の最終段階が本庄市内で行われている商品で、次の事項に該当するものとする。

- (1) 郷土色豊かなもの
- (2) 商品の名称、品質、意匠、包装、デザイン、価格などが適正であるもの
- (3) 常時量産され、市販されているもの
- (4) 食品衛生法、計量法、意匠法その他、法規に違反していないもの
- (5) その他、推奨に価すると認められるもの

## 2 申請点数

申請点数は制限なし。

## 3 申請方法

- (1) 申請 所定の申請書により1品1枚とし、写真（サービス版程度）を添えて申請する。

※写真は返却いたしません。

- (2) 申請先 本庄市観光協会事務局

＊本庄市商工観光課（市庁舎4階）

電話：0495-25-1174 FAX：0495-25-7750

＊支所環境産業課（支所2階）

電話：0495-72-1334 FAX：0495-72-4216

- (3) 締切日 令和元年7月5日（金）

## 4 現品の提出(新規申請の場合)

審査のための現品は、包装のまま提出する。

※現品の破損、損傷等については、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 5 選定

選定は選定委員会に諮り厳正に決定する。また、結果は通知をもって代える。

## 6 推奨状の交付・登録料

推奨された土産品に対して「推奨状」を交付する。推奨状交付手数料は1品500円とする。

## 7 推奨シールの交付

推奨品の選定を受けた土産品は、「推奨シール」を使用することができる。推奨シールは、1枚2円で1事業所500枚以上を単位に当協会事務局で販売する。

## 8 推奨の有効期限

**定例審査会において推奨・決定された日から2年間**

※ただし、途中で推奨を受けたものは、その日から残余期間とする。

## 9 申請条件

本庄市観光協会会員に限る。（未加入者は、入会の手続きをしてください。）